

## 裁判員の選ばれ方と手続方法（最高裁判所「裁判員の選ばれ方」ウェブサイト参照）

### 前年秋：裁判員候補者名簿作成

地方裁判所ごとに、管内の市区町村の選挙管理委員会がくじで選んで作成した名簿に基づき、翌年の裁判員候補者名簿を作成。

### 前年 11 月頃：調査票とともに候補者に通知

裁判員候補者名簿に登録されたことを通知。併せて、就職禁止事由や客観的な辞退事由に該当しているかどうかなどをたずねる調査票を送付。

調査票をもとに、明らかに裁判員になることができない人や、1年を通じて辞退事由が認められる人（学生を含む）は、裁判所に呼ばれない。

### 事件ごとに裁判員候補者名簿から、くじで裁判員候補者を選ぶ

### 原則、裁判の6週間前まで：質問票、選任手続期日のお知らせ（呼出状）送付

くじで選ばれた裁判員候補者に質問票を同封した選任手続期日のお知らせ（呼出状）を送付。

質問票をもとに、辞退が認められる場合には、呼び出しを取り消す。

### 選任手続期日（裁判当日）

裁判員候補者のうち、辞退しない者、辞退が認められなかった者は、選任手続当日に裁判所に行き、裁判長から、不公平な裁判をするおそれの有無、辞退希望の有無・理由について質問を受ける（非公開）。その上で、最終的に裁判員6人が選ばれる（必要な場合は補充裁判員も選任）。

選任手続は半日で終了。

## 審理・公判

学生  
選任手続期日のお知らせ（呼出状）  
を持参し、所属学部等事務室に申し出る。

所属学部等事務室  
学生の申し出に基づき、科目担当教員に依頼する。

学生  
科目担当教員へ依頼文書を持参し、欠席等に関する取扱いを申し出る。